

美ら島エアーフエスタ2023臨時野外出店募集要項

1 概要

沖縄県那覇市当間301に所在する航空自衛隊那覇基地において、令和5年12月10日（日）に行われる美ら島エアーフエスタ2023（以下、「エアーフエスタ」という。）に臨時野外出店を設置し、販売を行う業者を次のとおり募集する。

2 応募資格

以下の全ての項目を満たしていること。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 過去の出店等において公序良俗に反していないこと。
- (9) 当選業者事前説明会に出席できること。
- (10) 提出された書類に、不足や内容の不備がないこと。
 - ア 従業員の中に（2）から（8）までを満たさない者が1人でもいる場合、警察の指導に基づき出店を断る場合がある。
 - イ 役員名簿等の提出書類とエアーフエスタ当日の従業員に関わりがないことが判明（いわゆる名義貸し等）した場合、その業者は出店を断る。
- (11) 臨時野外出店の出店に要する国有財産使用許可申請に係る業務を那覇基地内常設の売店業者が、各出店業者を代表（臨時野外出店会代表）し、取りまとめて実施することに賛同すること。

3 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第8条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。出店に際し、必要となる国有財産使用の申請手続きについては、臨時野外出店会代表が一括して行う。

(2) 業務期間（基準）

令和5年12月10日（日）とし、営業時間は午前9時から午後2時45分までとする。

ただし、荒天による順延はなく中止となる。また、官側の都合、天候及び新型コロナウイルス感染症等の状況により開催規模や時程等の変更又は中止となる場合がある。

(3) 募集区分及び募集数（基準）

ア 物品：25者

玩具、土産物、グッズ等の物品の販売

イ 飲食：25者（キッチンカーを含む。）

軽食、弁当、飲料（酒類可※）の販売

※新型コロナウイルス感染症等の状況により、酒類の販売を取りやめる場合がある。

4 管理責任

(1) 出店業者は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難、食中毒の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意すること。

(2) 出店業者は、本イベントの趣旨をよく理解し、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関する事等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。

(3) 暴力団、暴力団員及びそれらの関係者を売店の運営に参加させないこと。

(4) 各店の従業員は10名以内とする。

(5) その他、従業員の接客対応に気をつけるよう管理、指導すること。また、刺青、タトゥー等をしている者を参加させないこと。

5 飲食取扱業者管理事項

(1) テントによる出店の場合、営業所の所在地を「那覇市内」とし、営業の種類を「簡易営業」又は「臨時営業」の営業許可を受けた者であること。キッチンカーによる出店の場合、営業所の所在地を「沖縄一円」とし、営業の種類を「自動車営業」の営業許可を受けている者であること。

(2) 食品営業許可取得時の条件を遵守し、食中毒予防に万全を期すこと。

(3) キッチンカー若しくはテント内の来場者から確認できる場所に営業許可証を掲示すること。

(4) 従業員全員の腸内菌（赤痢、サルモネラ、O157、腸チフス、パラチフス）検索を受けること（令和5年10月以降）。

(5) 賠償責任保険に加入していること（飲食・物品共通）。

6 火気器類等取扱い（化石燃料を使用する発動発電機を含む。）業者管理事項

- (1) 火気の使用について、基地の定める防火・防災管理規則に従うこと。
- (2) 使用する機材は、許可を受けた物のみとし、事前に申請をすること。
- (3) 当日の防火点検（基地消防、那覇市消防署）に責任者が立ち会うこと。

7 売店運用上の条件（業務仕様）

次に記載されている事項を遵守すること。違反した場合及び故意又は重大な過失により、基地側又は来場者に被害が発生、若しくは発生する恐れがある場合は、直ちに業務を取消すとともに、次回以降、那覇基地で実施する公募に参加できない場合がある。

- (1) 業務の遂行に当たっては、売店担当者の指示に従うこと。
- (2) 出店に伴う費用は、出店者側の負担とする。また、行事が中止となった場合の損害は補償しない。売店の運用に伴い、基地の施設等に損害を与えた場合は、賠償の責を負うこと。
- (3) 出店決定後に自己の都合により出店しなかった場合は、次回以降、那覇基地で実施する公募に参加できない場合がある。また、発生した費用の支払いは免除されない。
- (4) 当日の車両の乗入れは1店舗につき2台以内とし、事前の登録を要する。

なお、2tを超えるサイズの車両の乗り入れは禁止とする。

- (5) 営業で使用する資機材（テントを含む。）、食材及び水等は全て各自で持参すること。これらの物品については、基地内への配達及び回収のため、別途、配送業者及びリース会社等の車両の入門をさせることはできない。
- (6) テントのサイズは3間×2間（5.4m×3.6m）以内とし、左右後ろを囲う3方幕とする。また、風によるテントの飛散を防止するため、重り等を持参し、飛散防止を徹底すること。
なお、テントの搬入、設営及び撤収はエアーフェスタ当日に行うものとする。
- (7) キッチンカーのサイズは、テントのサイズ以内に収まる車体のみ許可する。
- (8) 賠償責任保険に加入していること。
- (9) 物品販売において、トリチウムを使用した製品、可燃性を有するライター、ガスカートリッジ及び刃物等の危険物、使用方法によっては凶器になり得るモデルガン、弓矢等の物品及びドローン（実演等のデモプレイを含む。）の取扱いを禁止する。その他品目についても基地行事に相応しくないとと思われる物品については取扱いを禁止することがある。
- (10) 店舗ごとにゴミ箱を設置し、出店に際して発生したゴミは持ち帰ること。
- (11) 飲食店における酒類の販売について、缶、瓶及びその他ペットボトル等の持ち帰れる形態の販売は認めない。
- (12) 食品においては、衛生的に加熱調理されたものを取り扱うものとする。
- (13) 食品の取扱いは、腸内検索で異常のなかった者に限る。
- (14) 電気及び水の供給は、基地側では行わない（仮設トイレに使用された水の使用は一切禁止する。）。また、氷、食品汁及びスープ等を路上や側溝等に捨てないこと。
- (15) 調理品を提供する店舗は床面にシートを敷き、食材及び油等が直接地面に落ちないようにすること。

- (16) 喫煙は許可された場所のみとし、テント及びキッチンカー内での喫煙は禁止する。
- (17) 出店業者は、商品の瑕疵等について、購入者及び売店担当者からの連絡を受けた場合は、誠意をもって即時に対応すること。
- (18) 出店業者は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合は、売店担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、売店担当者の指示に従うこと。
- (19) 出店業者は、行事終了時刻15分前になったら販売を止め、速やかに撤収作業を開始すること。なお、販売時間中に完売しても、終了時刻前の売店撤収及び出門はできない。
- (20) 販売終了後は、売店周辺の清掃を確実に実施し、売店担当者の点検を受けなければならない。また、清掃に伴うゴミ袋、清掃道具、照明器具及び水等は、各業者が準備するものとする。
- (21) 本要領に定めのない事項及び細部については、必要の都度示す。

8 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

令和5年10月16日（月）1700（必着）までに次の書類を提出すること。提出した申請書等に不備があった場合は、提出していないものとみなす。また、書類の到着確認の問い合わせには応じられないので、書類到着を確認したい場合は、郵便追跡サービス等を利用して送付すること。

【提出書類】

ア 資格審査結果通知書（全省庁統一規格）の写し

全省庁統一資格を有しない場合は、同等の資格を有することを証明するために次の書類を提出すること。

a 登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの）

個人である業者にあつては、戸籍抄本。外国人である場合は、外国人登録証、難民認定証明書等の合法的に日本に居住していることを証明できる書類の写し。

b 財務諸表

法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、収支計算書、決算報告書等の全部

個人：直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書の写し（白色申告は不可とする。）

c 法人税又は所得税に関する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

法人：その3の3

個人：その3の2

イ 営業許可書の写し（飲食、古物取扱等）

ウ 臨時野外売店出店申請書（別紙様式第1）

エ 業務確約書（別紙様式第2）

オ 販売品目一覧表（別紙様式第3）

カ 役員名簿（別紙様式第4）

- キ 誓約書（那覇基地司令宛）（別紙様式第5）
- ク 誓約書（沖縄防衛局長宛）（別紙様式第6）
- ケ 委任状（別紙様式第7）
- コ 当選業者事前説明会参加届（別紙様式第8）

（2）応募者の失格

次のいずれかに該当した場合は、理由を問わず失格とする。

- ア 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合（書類を提出したが、内容が不備であった場合を含む。）
- イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他違反と認められる場合

（3）提出書類変更の禁止

原則として、既に提出された書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は認められないので、提出前に内容を確実に確認すること。

9 選定の方法

（1）不適格業者の排除

前項に示す申請書、提出書類等により資力、信用、技能、運営能力等を十分調査し、提出書類の内容に不適切な点があった場合及び失格事項のある者を排除する。

（2）出店業者の選定

応募業者数が募集店舗数を上回る場合、10に示す抽選会により、臨時野外出店会代表の立ち合いのもと、官側で抽選を実施する。

10 抽選会

（1）実施日時

令和5年10月23日（月）14時

（2）実施場所

航空自衛隊那覇基地 業務隊本部事務所

（3）当選業者発表

- ア 令和5年10月24日（火）、基地ホームページに掲載する。
- イ 電話での当選の有無について対応しない。
- ウ 採否にかかわらず、提出した書類の返却はしない。

11 臨時野外出店の結成

当選が確定した業者は、臨時野外出店会を結成し、臨時野外出店会代表の指示に従うこと。

12 臨時野外出店会代表の業務

臨時野外出店会代表は、臨時野外出店会を取りまとめ、各出店業者からの委任に基づ

き次の事項を行う。

- (1) 国有財産使用申請に関する手続き及び使用料の支払いに関すること。
- (2) その他官側の臨時野外出店係が指示した事項に関すること。

13 当選業者決定後の提出書類

当選業者として決定された者は、次の書類を当選業者事前説明会時に持参すること。

(1) 提出書類

- ア 店舗平面図（テント）※（別紙様式第9）（テント出店者のみ）
- イ 店舗平面図（キッチンカー）※（別紙様式第10）（キッチンカー出店者のみ）
※店舗平面図には、火気類（発動発電機を含む。）、消火器を必ず明記すること。
- ウ 使用火気器具一覧（別紙様式第11）※火気器具（発動発電機を含む。）を使用する場合のみ
- エ 腸内菌（赤痢、サルモネラ、O157、腸チフス、パラチフス）検索結果の正本（写しは不可）
※1 食品を販売する場合のみ
※2 令和5年9月以降のもので、陰性等の結果が記載してあるもの。「検査済」だけでは、結果が不明であるため不可とする。
- オ 入門者名簿（別紙様式第12）
- カ 基地乗入車両届（別紙様式第13）
- キ 誓約書（別紙様式第14）
- ク A4サイズの返信用封筒（自社の郵便番号、住所、氏名を記入し250円切手を貼付したもの。）

(2) 提出日

令和5年11月7日（当選業者事前説明会時）

14 当選業者事前説明会

当選業者に対する事前説明会は次のとおり。

なお、事前説明会への参加を出店条件とする。

(1) 日時（予定）

令和5年11月7日（火）午後3時

(2) 場所

基地幹部食堂

(3) 実施内容

当日の入出門要領、営業に関する注意事項、出店場所の抽選等

(4) 準備しておくもの

13に示す提出書類及び筆記用具

(5) その他

ア 1業者1名までとする。

イ 基地内の車両乗り入れは禁止とするため、公共交通機関等を利用し正門前に集合すること。また、正門にある警衛所で午後2時30分までに受付を済ませておくこ

と（午後２時３０分頃に案内を行う。）。

15 売上報告

- (1) 臨時野外出売店営業に伴う売り上げについて、令和５年１２月１８日（月）までに売上報告書（別紙様式第15）により報告すること（ファックス送信可）。
- (2) 公共機関（税務署等）から臨時野外出売店業者名、当該業者の所在地及び売上額に係る通知等の求めがあった場合は、官側が保有する売上等の情報を提供する場合があるので、承知されたい。

【報告先】

住所：〒901-0194 沖縄県那覇市当間301
航空自衛隊那覇基地第9航空団基地業務群業務隊厚生班
売店担当

※ファックスで送付する場合は、以下の手順で送付する。

- ①098-857-1191に電話する（自動ダイヤル不可）。
- ②自動音声に従い、「1」を番号し、交換手が出たら「3521」にファックスを送付したい旨を伝える。
- ③交換手の指示に従い、送信ボタンを押す。

臨時野外出店申請書

令和 年 月 日

那覇基地司令 殿
(売店担当者気付)

本社(店)所在地

〒

住所：

TEL：

商号又は名称

代表者氏名



法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

私は、美ら島エアーフェスタ2023臨時野外出店への出店を希望するので、関連資料を添えて申請します。

なお、この申請書、添付書類及び売店出店のために提出する全ての書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

応募する区分	希望するもの1ヶ所に○を記入する。
1 物品販売	
2 飲食提供(テント)	
3 飲食提供(キッチンカー)	

注：1 1応募者ごとにつき、1枚提出するものとする。

2 商号又は名称、代表者、担当者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

那覇基地司令 殿
(売店担当者気付)

本社(店)所在地
〒
住所：
TEL：
商号又は名称
代表者氏名

印

私は、美ら島エアーフエスタ2023の臨時野外売店応募に際し、募集要項及び説明会等
等で示された基地側からの指示を厳守し、適正に履行できることを確約いたします。

なお、私及び売店従事者が基地側からの指示に従わなかった場合は、入門や営業停止等
、いかなる制限を受けることとなっても、異議は一切申し立てません。

次の枠の中に上記誓約内容を応募者本人が自筆すること。

署名欄

注：商号、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

販売品目一覧表

令和 年 月 日

那覇基地司令 殿
(売店担当者気付)

本社(店)所在地

〒

住所:

Tel:

商号又は名称

代表者氏名



No.	商品名	規格等	販売価格(円)	販売予定数	仕入先
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

注: 商号、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

役員名簿

令和 年 月 日

商号又は氏名				
所在地				
役職名	ふりがな氏名	生年月日	性別	住所
				〒
				〒
				〒
				〒
				〒
				〒
				〒
				〒
				〒
				〒

- 備考：1 役員のみを記入すること。役員でない従業員の記載はしないこと。
2 氏名には必ずふりがなも記入すること。
3 警察機関へ提出するため、丁寧に記入すること。文字の判読が難しい場合、再提出を求める。
4 この個人情報は、沖縄県警察本部への照会に使用する。

誓 約 書

当社又は当団体は、美ら島エアーフエスタ 2023 において、臨時野外出店を出店するにあたり、下記事項について誓約します。

また、暴力団排除に必要な場合は、別添「役員名簿」により提出を受ける個人情報を沖縄県警察本部に照会することについて同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 当社又は当団体の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益をを図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、財産上の利益の供与又は不当に有利な取り扱いをする等、直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (5) (1) から (4) に該当する者のほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
 - (6) 役員等が資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結にあたり、その相手方が (1) から (5) のいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められる者
- 2 1 の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。
- 3 当社又は当団体が暴力団員等による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、速やかにこれを警察本部又は管轄警察署に報告し、必要な協力を行います。
- 4 上記 1 から 3 に反する場合、又は役員名簿を沖縄県警察本部に照会した結果、美ら島エアーフエスタ 2023 における臨時野外出店への出店を取り消されても異議の申し立て、また、取り消しによって生じた損害の賠償請求も行いません。

那覇基地司令 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

〒

住所：

TEL：

商号又は名称

代表者氏名



誓約書

当社又は当団体は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類する者のように供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

防衛省所管国有財産部局長
沖縄防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

〒

住所：

TEL：

商号又は名称

代表者氏名



美ら島エアーフエスタ2023
臨時野外出店会代表 殿

委任状

私は、（代理人住所）沖縄県那覇市鏡水679

（代理人氏名）一般財団法人 防衛弘済会
沖縄事業所長 夏田 正広

を代理人と定め、下記に係る一切の権限を委任いたします。

記

委任事項

- 1 美ら島エアーフエスタ2023臨時野外出店出店における土地の使用許可申請手続等に関する事。
- 2 美ら島エアーフエスタ2023臨時野外出店出店及びこれに関して発生した費用等諸経費支払い手続等に関する事。

令和 年 月 日

本社（店）所在地

〒

住所：

TEL：

商号又は名称

代表者氏名



注：商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

事前説明会参加届

本社（店）所在地

〒

住所：

TEL：

商号又は名称

代表者氏名



事前説明会参加者情報

氏名		ふりがな	
生年月日	S・H . .	携帯電話 番号	
住所	〒		

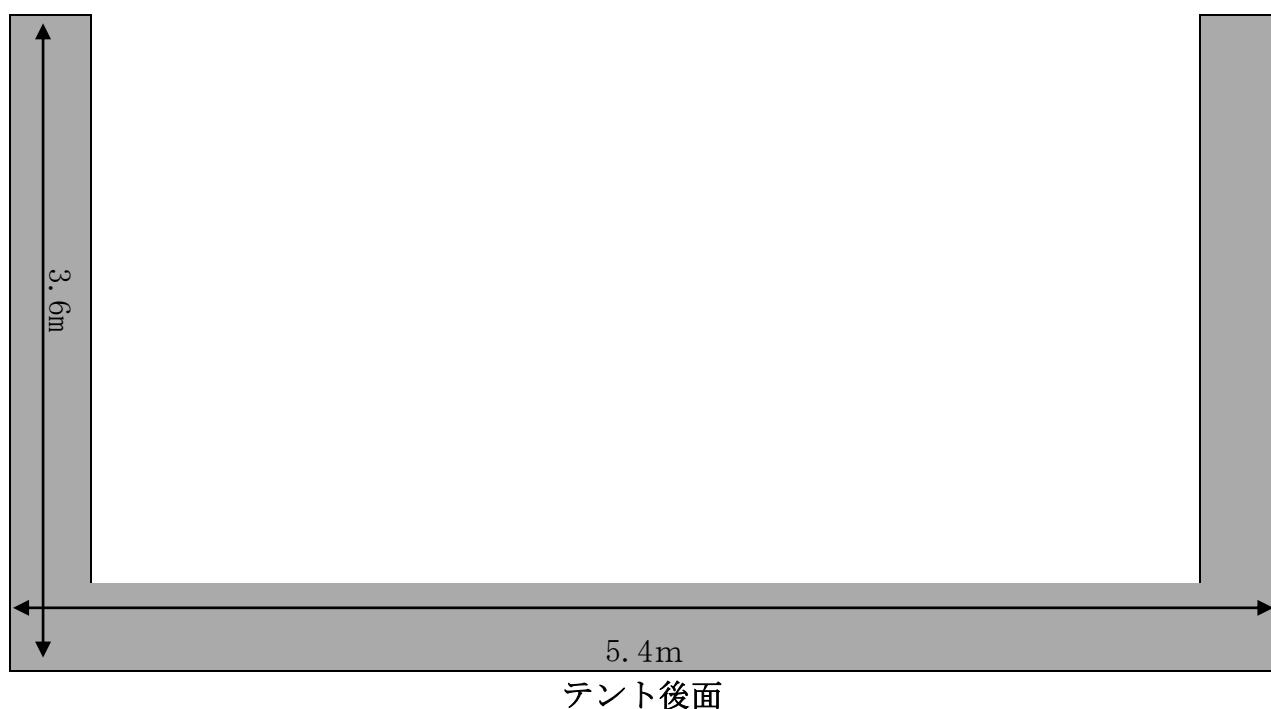
- 備考：1 原則として、代表者又は美ら島エアーフェスタ2023当日の責任者が参加すること。
2 参加人数は、1業者1名までとする。
3 車両の乗り入れはできない（基地正門前の駐車場への駐車は認めないため、車両で来場した場合、基地近傍有料駐車場を利用すること。沖縄モノレール赤嶺駅から基地正門まで徒歩7分程度の距離）。

店舗平面図（テント）

業者名： _____

必ず、消火器位置及び使用火器器具（発電機を含む。）を記入すること。

テント前面



注意事項

- 1 火気を使用する場合は、必ず火気的能力、数量に見合った消火器を備え、即時に使用できる位置に設置すること。また、数量等は別紙様式第10「使用火気器具一覧」と齟齬が無いようにすることとし、次に該当する消火器は認めない。
 - (1) 耐用年数（製造から8年経過）を超えた消火器
 - (2) 定期点検表示がなく有効期限の切れた消火器
 - (3) スプレー式及び住宅用消火器
 - (4) 安全弁や安全弁の封が外れている消火器
- 2 リースする場合の発動発電機についても記載すること。
- 3 引火及び飛び火に注意し配置すること。

店舗平面図（キッチンカー）

業者名： _____

必ず、消火器位置及び使用火器器具（発電機を含む。）を記入すること。

キッチンカー図面
（上から見た配置図）



注意事項

- 1 火気を使用する場合は、必ず火気的能力、数量に見合った消火器を備え、即時に使用できる位置に設置すること。また、数量等は別紙様式第10「使用火気器具一覧」と齟齬が無いようにすることとし、次に該当する消火器は認めない。
 - （1）耐用年数（製造から8年経過）を超えた消火器
 - （2）定期点検表示がなく有効期限の切れた消火器
 - （3）スプレー式及び住宅用消火器
 - （4）安全弁や安全弁の封が外れている消火器
- 2 リースする場合の発動発電機についても記載すること。
- 3 引火及び飛び火に注意し配置すること。

使用火気器具一覧

令和 年 月 日

那覇基地司令 殿
(売店担当者気付)

本社(店)所在地
〒
住所：
TEL：
商号又は名称
代表者氏名

印

1 使用火気器具等

器具名	規格等	数量	使用する燃料

2 燃料等

種類	数量

3 使用する消火器の数(住宅用消火器、スプレー式は不可)

本

注：1 火気器具とは、気体、液体、固体、各種燃料を使用する器具で炎、火花を発生させるもの。若しくは、電気を熱源とする電熱器(トースター等を除く。)及び発熱部で可燃物に触れた場合に瞬時に着火する裸火をいう。

2 商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

入門者名簿

業者名：_____

No.	ふりがな 氏名	性別	生年月日	現住所	連絡先 (携帯電話)	日本国籍を 有するか否 か(○・× で記載)
例	なは 太郎 那覇 太郎	男	S48.9.1	〒123-4567 沖縄県那覇市田原12-34-5	090-1234-5678	○
1				〒		
2				〒		
3				〒		
4				〒		
5				〒		
6				〒		
7				〒		
8				〒		
9				〒		
10				〒		

- 備考：1 従業員全員の住民票（本籍地が記載されたもので、令和5年9月1日以降に発行されたもの）を添付すること。
- 2 日本国籍を有さない場合、その者のパスポート及び就労資格証明書のカラーコピーを添付すること。
- 3 出店者の従業員は、最大10名とすること。
- 4 この個人情報は、那覇基地の警備及び入門者確認の範囲内でのみ使用する。

基地乗入車両届

業者名： _____

	車両 1		車両 2	
車種名	メーカー：	車名：	メーカー：	車名：
登録番号				
車両の色				
車両の大きさ	長さ（ m） × 幅（ m）		長さ（ m） × 幅（ m）	
その他特徴（例：キッチンカー等）				
入門者	氏 名	連絡先	氏 名	連絡先
運転者				

- 注：1 車両は各店舗2台までとし、指定された駐車場所に駐車すること。
 2 連絡先欄には行事当日に会場等で直接連絡が取れる電話番号(携帯電話番号)を記入すること。
 3 本届出で登録された車両以外は入門できないので注意すること（直前の車両変更は認めない。）。
 4 記入は車検証記載のとおり記入すること。
 5 2 t を超える車両の乗入れは認めない。

誓 約 書

令和 年 月 日

那覇基地司令 殿
(売店担当者気付)

本社(店)所在地

〒

住所:

TEL:

商号又は名称



代表者氏名

私は、美ら島エアーフェスタ2023出店申請をするに当たり、入門が許可されましたならば、私を含め、私の監督責任下にある全員に下記事項を守らせること及びこれを守らなかった者に対して入門許可を取消されること並びに入門を拒否されることがあっても意義のないことを誓約いたします。

記

- 1 指定された門から入門すること。
- 2 入門に際しては必ず指定された受付所に立寄り、係員の指示を受けこれに従うこと。
- 3 入門後、指定された経路を通行し、途中は交通法規、交通道德を守ること。
- 4 許可された行動区域外に出ないこと。
- 5 基地内においては基地司令の許可なく火気を使用しないこと。
- 6 火気の使用にあたっては、周囲及び使用火気の状態に応じ消火器等を備え、次の各号を考慮し安全な状態において使用すること。
 - (1) 引火及び飛散に注意すること。
 - (2) 使用中監視を怠らないこと。
 - (3) 危険物及び爆発物を燃やさないこと。
 - (4) 使用後は必ず確実に消火し、安全を確認すること。
- 7 喫煙は指定の場所ですること。
- 8 基地内でもめ事を起こさないこと。
- 9 基地内施設は、売店委員の許可なく撮影及び録音をしないこと。
- 10 使用する車両は、出入門の都度係員の点検を受けること。
- 11 出門は入門した門からとする。
- 12 その他警衛隊員等の指示に従うこと。

注：商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

臨時野外出売店売上報告書

令和 年 月 日

那覇基地司令 殿
(売店担当者気付)

本社(店)所在地

〒

住所:

TEL:

商号又は名称

代表者氏名

印

以下のとおり売上金額がありましたので報告します。

商品名	販売価格	販売数	売上金額
合 計			

- 注: 1 持参又は郵送すること (FAX可)。
商品名欄及び販売価格欄は、別紙様式第3「販売品目一覧表」に合わせること。
2 商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。